

産後ケア事業のご案内

浦臼町では、お母さんが少しでも安心して子育てを行えるよう、砂川市立病院と提携をして、産後の体調管理や育児をサポートする「産後ケア事業」を行っております。

利用できる方

浦臼町に住所がある、出産後 1 年を経過しないお母さんと赤ちゃんで、次のいずれかに該当する方

- ・産後の体調に不安がある
- ・家族等から家事・育児等の援助が十分に受けられず休息がとれない
- ・授乳や乳房のケアについて不安がある
- ・赤ちゃんの抱き方や沐浴方法など育児について知りたい

※いずれも母子ともに医療行為が必要ない方

サービスの内容

	内容（対象）	利用期間（回数）	利用料
①宿泊型 A	出産後、入院を延長して育児に慣れていきたい方	1泊2日～4泊5日	1,000 円/泊 ※別途食事代
②宿泊型 B	生後 4 か月未満の母子で、心身の休息が必要な方（※きょうだいの利用はできません）	1泊2日 最大 4 回まで利用可能	1,000 円 ※別途食事代
③通所型 A	母乳不足感や卒乳などで乳房のケアを受けたい方	3 時間以内 ④と併せて最大 2 回まで利用可能	500 円
④通所型 B	生後 4 か月未満の母子で、心身の休息が必要な方（※きょうだいの利用はできません）	9:30～15:30 頃 ③と併せて最大 2 回まで利用可能	500 円 ※別途食事代
⑤通所型 保健センター	保健センターにて、保健師や栄養士への授乳や育児に関する相談などを行います	平日 8:30～17:15 のうち、半日間ほど 回数上限なし	なし

※生活保護受給者の方の利用料は、食事代のみとなります。

※交通費は自己負担となります。



利用の流れ

- ①保健センターに申請をし、「浦臼町産後ケア事業利用申請書兼同意書」を記入する。
 - ②後日、「浦臼町産後ケア事業利用（承認・不承認）通知書」を受け取る。
 - ③砂川市立病院（☎54-2131）3 階病棟に連絡をし、予約調整（利用日、時間、内容希望、持ち物等）を行う。
利用日を保健センターに報告する。（※宿泊型の利用日は最短でも 2 週間先となります。）
 - ④保健センターから「浦臼町産後ケア事業利用票・実施報告書」を受け取る。
 - ⑤利用日当日、「浦臼町産後ケア事業利用承認通知書」「産後ケア事業利用票・実施報告書」を持って行き、サービス（育児相談、授乳指導、乳房ケア、赤ちゃんの沐浴、母のマッサージ等）を受けたのち病院会計に利用料を直接支払う。
- ※出産入院中に宿泊型 A の利用を決めた場合は、その旨を砂川市立病院職員にお伝えください。

＊問い合わせ・申請先＊

浦臼町保健センター内 福祉課子育て支援係 ☎69-2100